

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国では、少子化対策として、平成6年12月に「エンゼルプラン」、「緊急保育対策等5か年事業」の策定、平成11年12月に「少子化対策推進基本方針」、「新エンゼルプラン」など、様々な対策を実施してきました。

平成14年9月には、「子育てと仕事の両立支援」を中心とした従来の取り組みに「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」を4つの柱として、「少子化対策プラスワン」が示され、これを踏まえ少子化対策推進関係閣僚会議において「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が示されました。

さらに、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」、続いて児童福祉法が改正され、今後10年間における集中的な取り組みが全国一斉に進められることとなり、本市においても、平成17年3月に、「関市次世代育成支援対策地域行動計画<前期>」（以下、前期行動計画という）を策定しました。

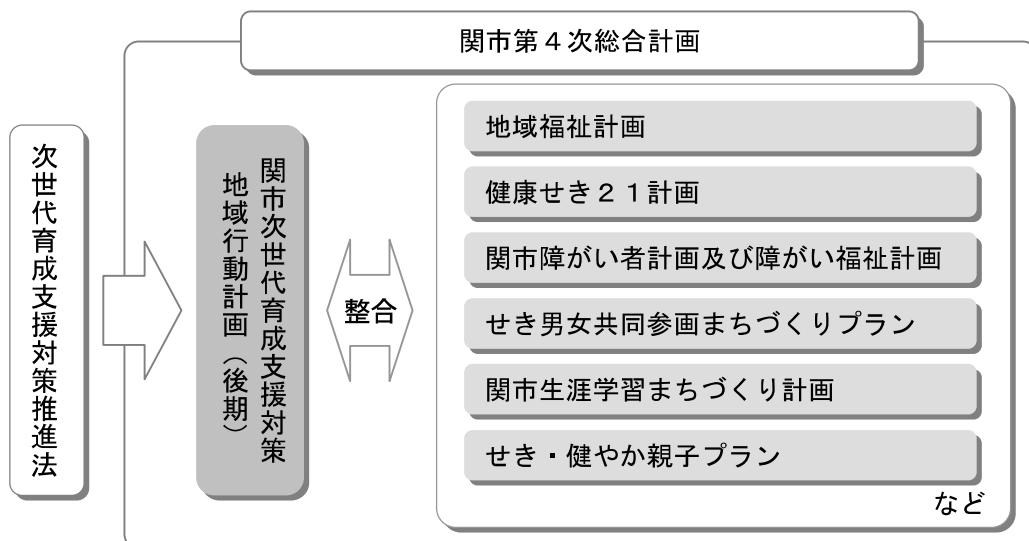
その後、国においては、現状のままでは一層少子高齢化が進行するものとし、平成19年12月に、「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとしました。

さらに、平成20年2月には、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開し、現在働いていない幼い子どものいる母親の就労希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充に向けた取り組みを示しました。

こうした状況の中、本市においても前期行動計画の策定以降も、少子高齢化など社会環境は大きく変化し続けています。これら社会情勢の変化に対応し、時代に即した子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、目標年度の中間年にこれまで取り組んできた前期行動計画の見直しを行い、「関市次世代育成支援行動計画<後期>」（以下、後期行動計画という）として新たに策定するものです。

2 計画の位置づけ

- ・本計画は、次世代育成支援対策推進法に定める法定計画（推進法第8条第1項）としての要件を踏まえたものとして策定しています。
- ・本計画は、「関市第4次総合計画」でめざす将来像や基本目標を「児童福祉」「少子化対策」の観点から具現化していく計画として位置づけられるものであり、総合計画を上位計画として、関連する個別計画との整合を図りながら策定しています。
- ・本計画は、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮し、策定しています。



3 計画の期間

本計画は、平成17年からの10か年の集中的、計画的な取り組みを促進するために制定された「次世代育成支援対策推進法」に準拠するものであり、計画期間を平成17年度から21年度までの5か年を「前期」、平成22年度から26年度までを「後期」とします。

